

障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設等） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する身体障害者に対して行われる治療又は指導及びその更生に必要な訓練（就労移行支援）就労を希望する身体障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。以下同じ。）及び就労継続支援（通常の事業所に雇用されることが困難な身体障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。以下同じ。）を含む。）をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設（身体障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する身体障害者に対して行われる必要な訓</p>	<p>（施設等） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する身体障害者に対して行われる治療又は指導及びその更生に必要な訓練をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設（身体障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する身体障害者に対して行われる必要な訓</p>

練（就労移行支援及び就労継続支援を含む。）及び職業の提供をいう。

6（略）

（公共職業安定所との連携）

第十条の二 都道府県は、身体障害者の雇用の促進について前条第一項第一号に掲げる業務を行うに当たっては、公共職業安定所との連携を図らなければならない。

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業、身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するものとする。

（身体障害者更生施設）

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練（就労移行支援及び就労継続支援を含む。）を行う施設とする。

（身体障害者授産施設）

練及び職業の提供をいう。

6（略）

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業、身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

（身体障害者更生施設）

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。

（身体障害者授産施設）

第三十一条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練（就労移行支援及び就労継続支援を含む。）を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

（市町村の支弁）

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一～三（略）

三の二 第二十一条の四の規定により市町村が実施する事業に要する費用

四（略）

（都道府県の支弁）

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一～三（略）

三の二 第二十一条の四の規定により都道府県が実施する事業に要する費用

四（略）

（都道府県の負担）

第三十一条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

（市町村の支弁）

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一～三（略）

四（略）

（都道府県の支弁）

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一～三（略）

四（略）

（都道府県の負担及び補助）

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条第三項、第十九条及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、第二号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、第二号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

一の二 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）、第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第三号の二の費用については、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十七条の二、第十八条第一項及び第三項、第十九条並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条第三項、第十九条及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十七条の二、第十八条第三項、第十九条及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により居住地不明身体障害者に

限る。()については、その十分の五

三 (略)

ついて市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。()については、その十分の五

三 (略)

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第三十五条第二号の費用(第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)及び第三十五条第二号の二の費用(第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特別居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一以内

二 第三十五条第二号の費用(第十八条第一項の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第三十五条第二号の二の費用(第十七条の四又は第十七条の六の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特別居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その十分の五以内

(国の負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第三十五条第二号の費用(第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用(第十九条の五及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

四 第三十五条第三号の二及び第三十六条第三号の二の費用については、その十分の五

(国の無利子貸付け等)

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二

三 第三十五条第二号の費用(第十八条第一項及び第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第三十五条第二号の二の費用(第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。)及び第三十六条第三号の費用(第十九条の五及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

2 国は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号の費用(第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第三十五条第二号の二の費用(第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その十分の五以内を補助することができる。

(国の無利子貸付け等)

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)

条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第一項第一号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3・4（略）

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6・7（略）

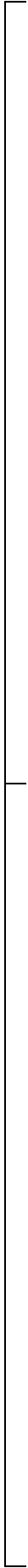
第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第一項第一号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3・4（略）

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二第一項の規定による国の負担については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6・7（略）



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 実施機関及び更生援護</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 居宅介護、施設入所等の措置（第十五条の三十一 第十 七条の二）</p> <p>第四節 社会参加の促進（第十七条の三）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練（就労移行支援）就労を希望する知的障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与す</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 実施機関及び更生援護</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 居宅介護、施設入所等の措置（第十五条の三十一 第十 七条の二）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。</p>

ることをいう。以下同じ。）及び就労継続支援（通常の事業所に雇用されることが困難な知的障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。以下同じ。）を含む。）をいう。

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練（就労移行支援及び就労継続支援を含む。）及び職業の提供をいう。

5 （略）

第三章 実施機関及び更生援護

第一節 実施機関等

（公共職業安定所との連携）

第十一条の二 都道府県は、知的障害者の雇用の促進について前条第一項第一号に掲げる業務を行うに当たっては、公共職業安定所との連携を図らなければならない。

（知的障害者更生相談所）

第十二条 （略）

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として第十一条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

5 （略）

第三章 実施機関及び更生援護

第一節 実施機関等

（知的障害者更生相談所）

第十二条 （略）

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係る

係るものに限る。(並びに第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。)

3・4 (略)

第四節 社会参加の促進

第十七条の三 地方公共団体は、知的障害者の意思疎通を支援する事業、知的障害者が円滑に外出することができるよう知的障害者の移動を支援する事業その他の知的障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するものとする。

第四章 事業及び施設

(知的障害者更生施設)

第二十一条の六 知的障害者更生施設は、十八歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練(就労移行支援及び就労継続支援を含む。)を行うことを目的とする施設とする。

(知的障害者授産施設)

第二十一条の七 知的障害者授産施設は、十八歳以上の知的障害者であつて雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練(就労移行支援及び就労継続支援を含む。)を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

ものに限る。(並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。)

3・4 (略)

第四章 事業及び施設

(知的障害者更生施設)

第二十一条の六 知的障害者更生施設は、十八歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。

(知的障害者授産施設)

第二十一条の七 知的障害者授産施設は、十八歳以上の知的障害者であつて雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 〇・二 (略)

二 〇・二 第十七條の三の規定により市町村が実施する事業に要する費用

三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三條 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 〇・二 (略)

二 〇・二 第十七條の三の規定により都道府県が実施する事業に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担)

第二十五條 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 〇・二 (略)

三 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特別居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)、同条第一号の四の費用(知的

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 〇・二 (略)

三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三條 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 〇・二 (略)

三 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五條 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 〇・二 (略)

障害者地域生活援助及び第十五条の三十二第二項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。）及び第二十二條第二号の二の費用については、その四分の一

四 第二十二條第一号の二の費用(第十五条の五又は第十五条の七の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給(知的障害者地域生活援助に係るものを除く。))に要する費用に限る。）及び第二十二條第一号の四の費用(居住地不明知的障害者についての第十五条の三十二第一項の行政措置に要する費用に限り、知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。))については、その十分の五

五 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。))及び同條第一号の四の費用(知的障害者地域生活援助及び第十五条の三十二第二項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。))については、その四分の一以内

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者地域生活援助に係るものを除く。)
- 二 第二十二條第一号の三の費用(知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。)
- 三 第二十二條第一号の四の費用(第十五條の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同條第二項の行政措置に要する費用を除く。)
- 四 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用

五 第二十二條第二号の二の費用

第二十二條第一号の二の費用(第十五條の五又は第十五條の七の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給)知的障害者地域生活援助に係るものを除く。(に要する費用に限る。)及び第二十二條第一号の四の費用(居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。)については、その十分の五以内

(国の負担及び補助)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第一号の三の費用(知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。)
- 二 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用

六 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

七 第二十三條第二号の二の費用

八 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

附則

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六條の規定（この規定による国の負担の割合につい

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

四 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）及び同条第一号の四の費用（第十五條の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同条第二項の行政措置に要する費用を除く。）については、その二分の一以内を補助することができる。

附則

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條第一項の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六條第一項の規定（この規定による国の負担

て、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第一条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第一条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の義務）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を実施するに当たつては、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）に入院している者が医療及び保護のため入院を継続する必要がないと認められるに至つたときは速やかに退院することが促進されるよう、特に配慮するものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p> <p>（指定医の必置）</p> <p>第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十三条の四第一項の規定により精神障害者を入院させている精神病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医（第十九</p>	<p>（国及び地方公共団体の義務）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p> <p>（指定医の必置）</p> <p>第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十三条の四第一項の規定により精神障害者を入院させている精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同</p>

条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十二条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

（相談指導等）

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、第四十八条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2～4 （略）

第四十七条の二 都道府県は、必要に応じて、就労を希望する精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又は公共職業能力開発施設（以下「職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）若しくは就職あつせんを必要とする精神障害者に対し、公共職業安定所を紹介しなければならない。）

（精神障害者社会適応訓練事業）

第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業

じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

（相談指導等）

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2～4 （略）

（精神障害者社会適応訓練事業）

第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業

(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(社会参加を促進する事業の実施)

第五十条の五 前条に定めるもののほか、地方公共団体は、精神障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するものとする。

(国及び都道府県の負担)

第五十条の六 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が実施する事業のうち政令で定めるものに要する費用の四分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用の二分の一を負担する。

一 前条の規定により市町村が実施する事業のうち政令で定めるものに要する費用

二 前二条の規定により都道府県が実施する事業のうち政令で定めるものに要する費用

(国及び地方公共団体の補助)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国及び地方公共団体の補助)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二
(略)

三 二 都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用
(略)

改正案	現行
<p>第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、地方公共団体の支弁する第五十条の費用（第一号から第三号まで、第五号の二及び第六号の二の費用を除く。）及び第五十一条の費用（第一号の二の費用のうち児童デイサービスに係るもの、第二号の費用のうち児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係るもの、第四号の費用、第五号の費用並びに第七号の費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p> <p>第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。</p> <p>第五十五条 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）、同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）、第五十一条第三号の費用及び同条第四号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。</p>	<p>第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二及び第六号の二を除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第四号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p> <p>第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用並びに第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。</p> <p>第五十五条 都道府県は、第五十一条第三号及び第四号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。</p> <p>第五十五条の二 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デ</p>

イサービスに係るものを除く。()及び同条第二号の費用(児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。()に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。